

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 松本 和明 内線 (TEL) 3600

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

藪塚本町図書館等により発生した著作権侵害に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 著作権侵害による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年12月15日	154,000円 (154,000円)	10割	藪塚本町図書館だより2020年6月号No.46及びホームページ上において、野口康二氏が作成したイラストを使用の許諾を受けず使用していたことにより、相手方に損害が生じたため。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 全国市長会 市民総合賠償補償保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年1月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部学習文化課藪塚本町図書館 外線0277-78-0512ダイヤル

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年12月8日	11,374円 (22,748円)	5割	令和5年8月10日、太田市龍舞町4172番1付近の市道において、相手方が所有する乗用車を他者が運転中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、当該乗用車の左前輪タイヤが損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。
2	令和5年12月8日	7,100円 (14,200円)	5割	令和5年10月9日、太田市寺井町155番地付近の市道において、相手方が自己の使用する乗用車を運転中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、当該乗用車の右後輪タイヤが損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。
3	令和5年12月8日	616,826円 (616,826円)	10割	令和5年6月2日、太田市下浜田町1088番2付近の市道において、相手方が他者の所有する乗用車を運転中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、ハンドルに手を取られ、左手首を関節挫傷し、相手方に損害が生じたものです。

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 竹内 富雄 内線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

和解についての専決処分について

【 目 的 】

日野自動車株式会社のエンジン認証不正にかかる燃費不正に関し、同社が提示する損害賠償の額に同意し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 燃費不正により損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	概要
1	令和5年12月5日	740,000円 (740,000円)	相手方 10割	日野自動車株式会社が、日本市場向け車両用エンジンの排出ガス及び燃費に関する認証申請において、エンジン性能を偽る不正行為を行ったことにより、当該エンジンを搭載した公用車3台の使用者である市に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と日野自動車株式会社との間には、上記の記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 燃費補償に関する同意書に同意し、歳入手続きを行いました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年1月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

